

学童保育等運営基盤強化推進業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

学童保育等運営基盤強化推進業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

徳島市は学童保育クラブの運営業務を学童保育クラブが設置する運営委員会に委託しており、そこに勤務する放課後児童支援員等職員の勤務条件や利用料・おやつ代等の利用者負担額などの運営基準はまちまちである。このことから、運営における現状について実態調査や先進事例調査を行い、その課題を把握したうえで、「徳島市学童保育クラブ統一運営基準（案）」を作成する。

また、統一運営基準（案）による学童保育クラブの運営について、各運営委員会による改善や、新たな運営方法の提案、今後の申込手続きや決定のあり方、統一運営基準導入までのスケジュール提案などにより、持続可能な学童保育クラブの運営を目指すものである。

第2 業務概要

- 1 業務名 学童保育等運営基盤強化推進業務
- 2 業務内容 「学童保育等運営基盤強化推進業務仕様書」のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予定価格（提案価格の上限）は7,645,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、業務委託料の積算にあたっては、予定価格の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算の減額、削除等があった場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、徳島市はその損害について一切負担しない。

第3 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市子ども未来部子育て支援課子ども育成係

電話：088-621-5192

FAX：088-655-0380

電子メール：kosodate_sien@city-tokushima.i-tokushima.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること

- (1) 徳島市の物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載された者又は、登載されていない者で、納税証明書、登記事項証明書等の書類を提出し市長が参加を認めた者であること。
- (2) 学童保育業務等、子育て支援に関する業務の実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者であること。
- (5) 公募の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下、「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 納税証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可）
- オ 登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可）
- カ 直近2事業年度の財務諸表（写し可）

※エ、オ、カの書類は、徳島市の物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載されていない者の場合のみ。

- (2) 提出期限 令和8年6月10日（水曜日）午後5時
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等により期限までに必着のこと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年6月12日までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年6月18日（木曜日）午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等により期限までに必着のこと。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下、「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、別紙「学童保育等運営基盤強化推進業務仕様書」に基づき、次の事項について提案すること。

なお、提出書類に基づきプレゼンテーションを行うこととするため、その旨に留意して資料作成すること。

ア 本業務の目的

- ・業務の目的、本市の現状と課題について記載すること。

イ 業務遂行能力及び実施体制について

- ・業務のスケジュール及び実施体制を記載すること。

ウ 企画提案

- ・徳島市内の学童保育クラブ56クラブでの実態調査の手法について記載すること。
- ・先進事例調査の手法について記載すること。
- ・調査結果の分析手法について記載すること。
- ・統一運営基準導入までのスケジュールなどについて記載すること。

- ・入所申込手続きや入所決定のあり方等、今後の学童保育事業を進めていくにあたっての方向性について記載すること。

エ 独自提案

- ・仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。

2 企画提案書及び添付書類

企画提案書は、次の書類を添付して提出すること。

- (1) 企画提案内容が分かる書類（任意様式） 正本1部、副本11部
- (2) 業務実施体制調書（様式第4号）
- (3) 業務に係る事業費積算内訳（提案価格）（任意様式）
 - ・事業費積算内訳は、人件費、事業費など内訳が分かるよう記載すること。
 - ・提案価格は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
 - ・提案価格が、本要領「第2の4 予算概要等」の予定価格を超える場合は失格とする。

3 記入上の留意事項

- (1) 表紙は、「学童保育等運営基盤強化推進業務企画提案書」とすること。
正本は、表紙に事業者の住所、商号又は名称を記載する。
副本は、提案者を指定できる情報（名称、ロゴ等）を記載しないこと。
- (2) A4版サイズとし、縦横は任意とする。A3版も可とするがA4版に折り込むこと。
ページ数は、表紙、目次を含めて15ページ以内（A3版は、片面につき2ページと勘定する。）にまとめ、ページ番号を付しておく。
- (3) 企画提案書は、「第6の1 提案内容」の記載内容に沿って記載し、文章、図表などで簡潔かつ明瞭に記載すること。また、本文の文字サイズは10.5ポイント以上とし、多色刷り、両面印刷を可とする。
- (4) 本業務において企画提案をすることができるのは1案のみとし、提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年6月22日（月曜日）午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。
郵送の場合は、本市への送達が可能である書留等により期限までに必着のこと。

5 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成

19年条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。
 - ア 提出書類 質疑書(様式第5号)
 - イ 提出期間 令和8年6月16日(火曜日)午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ
 - エ 提出方法 電子メール又はFAXにより提出すること
- (2) (1)の回答方法は、随時、本市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。
なお、質問に対する回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加及び修正として取り扱う。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、学童保育等運営基盤強化推進業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選定審査会(以下、「審査会」という。)を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はそれぞれ、プレゼンテーション(準備・片付けを含む)は10分以内、ヒアリングは10分程度とする。

イ 企画提案の追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

ウ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3人までとする。

エ パワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター（接続コード含む）、スクリーンは本市で用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意するものとする。なお、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないため留意すること。

オ プレゼンテーションではあらかじめ提出した企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料を配布することは認めないものとする。

カ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

3 評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙「審査表」の評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 事業者に関する項目（業務実績、実施体制、スケジュール等）

(2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目

(3) 提案価格に関する項目

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により各委員の評価点数の合計を加算し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議のうえ、受託候補者として特定する。なお、評価点数の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

ただし、得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が6割未満の場合は、受託候補者として特定しないことがある。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 企画提案者

エ 受託候補者の特定理由

オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期限 (1)の通知があった日から7日以内までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、本市への送達が証明できる書留等により期限までに必着のこと。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年7月17日（金曜日）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査会委員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

契約保証金を要する。

※ただし、徳島市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除できる。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和8年5月27日から同年6月10日まで
質疑書の受付	令和8年5月27日から同年6月16日まで
参加資格要件確認結果通知及び 企画提案書提出要請	令和8年6月12日
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和8年6月22日まで

ヒアリング及び プレゼンテーション	令和8年6月下旬予定
審査結果通知・公表	令和8年7月上旬予定
契約締結	令和8年7月上旬予定

第12 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届（様式第6号）を「第3 担当部局」へ提出すること。

第13 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
ただし、徳島市情報公開条例等の関係規定に基づき公開することがある。
- 5 郵送により書類を提出する場合、書類の送達等を含めたすべての内容について、参加者の責任とし、本市は責任を負わないものとする。